

平成19年度 政策評価書（事前の事業評価）

担当部局：防衛政策局防衛計画課

実施時期：平成19年6月～8月

事業名： 次期固定翼哨戒機（P-X）

政策体系： I-1-（4） 防衛力整備

事業内容： 海上自衛隊の固定翼哨戒機（P-3C）については、平成23年度以降、減勢に伴い所要機数を割り込む見込みであることから、平成20年度、飛行性能や搜索能力等を向上させた次期固定翼哨戒機（P-X）の整備に着手し、当該年度に4機を調達する。

所要経費： 約679億円（後年度負担額を含む。）

○ 評価の内容

1. 事業の目的

周辺海空域の警戒監視等、国際平和協力活動への主体的かつ積極的な取組み、本格的な侵略事態への備えのため、高度な飛行性能、搜索能力、通信能力等を持つP-Xを整備する。

2. 事業の必要性・適正性

(1) 開発経緯

P-Xは新たな脅威や多様な事態、国際平和協力活動等に実効的に対応するため、平成13年度より防衛省技術研究本部が開発を行ってきたものである。この開発事業は、次期輸送機との同時開発であり、コストの低減が図られている。

(2) 当該事業の位置付け

① 防衛省の政策分野及び上位の事業体系における当該事業の役割

「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」（平成16年12月10日安全保障会議決定・閣議決定。以下「防衛大綱」という。）において、自衛隊は、テロ攻撃や武装工作員の侵入、外国潜水艦による我が国領海での潜没航行などを含む新たな脅威や多様な事態に実効的に対応することとされている。そのためには、早期にその兆候を把握することが、その未然防止や事態発生時の拡大を防ぐために極めて重要である。さらに、本格的な侵略事態に対処するために最も基盤的な部分を確保するとともに、国際平和協力活動に適切に取り組むため、所要の体制を整えることとされている。

そのため、「中期防衛力整備計画（平成17年度～平成21年度）」（平成16年12月10日安全保障会議決定・閣議決定。以下「17中期防」という。）においては、P-3Cの後継機としてP-Xを期間中に4機整備するよう計画されているところである。

② 防衛省が当該事業を実施する理由

我が国の平和と独立を守り、国の安全を確保することは防衛省の任務であり、新たな脅威や多様な事態に実効的に対応するとともに、本格的な侵略事態にも備え得る能力を維持向上させる本事業については、防衛省が実施することが適当である。

③ 当年度から実施する必要性

防衛大綱及び17中期防に従って適切に防衛力を整備しつつ新たな体制に円滑に移行していくため、P-3Cの減勢に対応して、能力を向上させたP-Xを整備していく必要がある。そのため、平成23年度から減勢が見込まれるP-3Cの代替として、P-Xを整備していく必要があるが、その調達期間は4年又は5年であることから、平成20年度に本事業に着手する必要がある。

(3) 当該事業の必要性

○ 既存の装備等によらない理由

P-3Cには次の3点の困難、限界が存在する。第1に、諸外国の潜水艦の静粛化、無反響化、高速化などが進展しており、P-3Cではそれへの対処が困難になってきている。第2に、能登沖不審船事案、南西沖不審船事案、青森県深浦港への小型船舶による北朝鮮難民の密入国事案等に対応するためには小型水上目標を捜索・識別する能力が求められるが、P-3Cのセンサーでは対処が非常に困難である。第3に、国際平和協力活動を積極的に実施していくためには、海外への展開機能の強化が必要不可欠であるが、P-3Cでは通信能力、航法能力及び戦術支援の各面において海外運航に制限がある。他方、P-3C自体の性能向上には飛行性能や搭載能力等の面で限界があることから、潜水艦探知能力、航続距離・進出速度、捜索・識別能力を向上させたP-Xの整備が必要である。

○ 代替案との比較検討

現時点において、代替案としては、諸外国の既就役機及び開発途上機の導入が考えられ、いずれも、P-Xの要求性能を満足しないか、既に生産を終了しているか、又は開発時期の関係で所要機数の確保が困難である等の理由により代替案を採用することは不適當である。また、整備手段については、17中期防期間中に調達予定の4機を一括整備する手段をA案、2機ずつ2ヵ年に分けて整備する手段をB案とした場合、材料の一括調達や加

工工数の低減効果等により、A案はB案と比較して約141億円の経費削減が可能である。よってA案を採用する。

(4) 当該事業における装備品等の数量等の事業内容の必要性・妥当性

① 具体的な構成、数量等の必要性及び妥当性

P-3Cの減勢に伴い、平成23年度以降、固定翼哨戒機の所要機数を割り込む見込みであるため、平成23年度からP-Xを就役させることは、新たな体制に円滑に移行し、周辺海空域の警戒監視等の態勢を強化し、国際平和協力活動に主体的かつ積極的に取り組むとともに、本格的な侵略事態へ備える上で必要かつ妥当なものである。また、調達単価を可能な限り低減していくため、17中期防期間中の取得機数を一括調達することにより平成20年度に4機の整備に着手することが適当である。

3. 事業実施の効果・時期

(1) 実施効果

① 得ようとする効果

国産ターボファンエンジンの導入による飛行性能の向上、潜水艦探知能力の向上、レーダー・光学センサーの能力向上、指揮通信能力の向上、攻撃能力の向上、自己防御能力の向上等多岐にわたって能力が向上しており、軍事科学技術の発展の趨勢に対応した性能向上型のP-Xを導入することにより、新たな脅威や多様な事態、国際平和協力活動等を実効的に対応する能力を維持向上させる。

② 効果の把握の仕方

P-Xの能力については、開発段階における各種試験により確認するとともに、部隊においてその作戦運用における効果的な用法の確立により確認する。

③ 効果の達成の見込みの根拠

P-Xの能力については、技術研究本部等で実施した各種試験の結果、必要な性能向上が図られる見込みである。

(2) 実施時期

平成20年度に調達し、平成23年度から平成24年度にかけて取得予定である。

○ 今後の対応

多岐にわたって能力を向上させたP-Xの整備は、P-3Cの減勢に対応して所要機数を確保するとともに、新たな脅威や多様な事態、国際平和協力活動等により実行的に対応する効果が得られると評価できることから、平成20年度に所要の概算要求を行う。